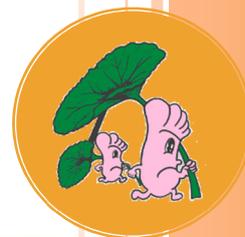


第3章 上位・関連計画 の概要

- 1 上位・関連計画における足寄町の位置付け
- 2 足寄町第6次総合計画
- 3 足寄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 4 足寄町まち・ひと・しごと・創生総合戦略
- 5 足寄町公共施設等総合管理計画
- 6 足寄町公営住宅等長寿命化計画
- 7 足寄町住生活基本計画
- 8 足寄町空家等対策計画
- 9 足寄町地域防災計画
- 10 足寄町水防計画
- 11 足寄町公園施設長寿命化計画
- 12 生活排水処理基本計画書





第3章 上位・関連計画の概要

1. 上位計画・関連計画における足寄町の位置付け

本計画においては、“足寄町第6次総合計画”、“足寄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針”及び“足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略”などにおける足寄町の位置づけを踏まえ、将来のまちづくりの目標や都市像を設定する上での指針とします。また、各種関連計画については都市（まち）づくりの分野別方針との調整を図るものとします。

2. 足寄町第6次総合計画

1. 計画期間

平成27（2015）年度～平成36（2024）年度（10カ年）

2. まちの目指す将来像

これからの足寄町を担う次世代のために、直面する厳しい状況に力を合わせて立ち向かい、住みたい、住み続けたいと思える足寄町をつくとともに、先人から継承した緑豊かな大地という貴重な財産を後世に継承していくことが、今を生きる私たちが果たすべき重要な役割と考え、その実現に向けて着実にまちづくりを進めていくため、次のような将来像を掲げています。

緑の大地にあふれる幸せ
安全で安心なまち あしよろ

3. 基本目標

- 緑豊かな自然と共生し安心して暮らせる快適なまちづくり
- いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり
- 豊かで強い心を育む学びと文化のまちづくり
- 豊かな資源を生かした活力と魅力ある産業によるまちづくり
- みんなで創る協働のまちづくり





4. 足寄町まち・ひと・しごと・創生総合戦略（平成27年9月）

1. 目標年次

2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とします。

2. 計画人口

人口ビジョンにおける人口の将来展望を踏まえ、計画期間内での取組成果を見込み6,000人（内、取組による増加分約270人）とします。

3. 将来都市像

目指す将来の足寄町の姿を第1期「総合戦略」において、

「安全と希望、快適なまち」

とし、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

第2期「総合戦略」においても足寄町を目指すべき将来の姿は継承しつつも、新たな基本目標などの新たな視点を加えながら、その実現に向けて着実にまちづくりを進めます。

これからの足寄町を担う次世代のために、足寄に行ってみたいと思える人を増やし、住みたい、住み続けたいと思える足寄町をつくっていくことが、今を生きる私たちが果たすべき重要な役割と考えます。

誰もが希望に満ちあふれ、笑顔でつながり、住み続けたい、働き続けたい、そんな安心・安全で魅力あふれる、足寄町らしいまちづくりを進めていきたいと考えます。

4. 基本目標

- 目標1 『若い世代を中心とした、安心して働くための産業振興と雇用の場の創出』
- 目標2 『若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、働き方が出来る環境づくり』
- 目標3 『各地域における定住促進、農山村をはじめとした地域における日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築』

5. 重点戦略

- (1) 人口減少と少子高齢化社会の進行
- (2) 危機管理意識の高まりと防災・減災のための取組み
- (3) 住環境として選ばれる地域づくりの必要性
- (4) 公共施設の老朽化と将来に渡る改修更新経費の発生
- (5) 協働によるまちづくりと行財政運営



5. 足寄町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

1. 計画期間

平成 29（2017）年度から 38（2026）年度までの 10 年間

2. 対象範囲

「足寄町固定資産台帳」を基に、公営住宅、教育施設、町民利用施設及び庁舎等の公共施設並びに、道路、橋梁及び水道等のインフラを対象とします。今後の新設を行う予定の施設についても、考慮するものとします。

3. 公共施設の管理に関する基本方針

1. 全体目標の設定

本町の公共施設等における現状と課題及び、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。ここでは、建設系施設とインフラ系施設に大別したうえで検討を行います。施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な管理運営を推進することで、将来の更新費用の削減を目指します。なお原則として、施設分類毎にこれまで個別に策定されている耐震計画や長寿命化計画との整合性を図ることとします。

(1) 施設・建物の目標

施設総量（総床面積）について

将来の人口動向や財政動向を踏まえ、新規公共施設（建物）は供給量を適正化することとし、公共施設の統合・廃止、規模縮小については継続的に検討・実行を進めることにより、保有する公共施設の全体面積を、今後 10 年間でおよそ 10%削減することを目標とします。

新規整備や施設の更新・建替・集約化について

施設の統廃合・複合化・多機能化を基本とすることで、施設の管理運営費の縮減を目指します。

施設の維持及び管理運営コストについて

地域住民や団体による協力など民間のさらなる活用を検討します。

(2) インフラの目標

投資の方向性について

単純な新設等への投資はできるだけ抑え、既存施設に係る維持管理については、安全機能の確保を最優先にし、計画的に改修を行っています。

コストの縮減について

安全に配慮しつつも適切な整備を行うことで、長寿命化を可能な限り図ることとします。また、計画的かつ効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

(3) 管理運営方針等

| 1. 公共施設 … 基本的に現状を維持します。 | | | 2. インフラ施設 … 利便性の向上に努めます。 | | |
|--|--|---|---|--|--|
| ①町民文化施設(集会施設) ▶広大な本町の町域を考慮しつつ町の規模にふさわしい集会施設・文化施設の数量を検討します。極端に利用の少ない施設については他地区との集約に向けた検討に入ります。建替が必要になる場合には、利用状況に応じた他機能施設との複合化等による数量の縮減を検討します。 | ②社会教育施設 ▶町民センター・図書室、足寄動物化石博物館並びに郷土資料館は、基本的に現状を維持します。 ▶生涯学習館や旭町ふれあいプラザについては、現状を維持しますが、生涯学習館上足寄分館(旧上足寄小学校)は、老朽化のため除却を予定しています。 | ③スポーツ・レクリエーション施設 ▶基本的に現状を維持します。里見が丘公園については、『里見が丘公園再整備基本計画』に基づいた整備・充実と運動します。 ▶総合体育館、温水プール、健康増進センターは基本的に現状を維持しますが、極端に利用の少ない施設は、他地区との集約や近隣施設での機能代替を検討します。 | ①道路(橋梁含む) ▶現存の道路については町道については現状を維持します。今後の新設については、利用人口や居住環境の変化等を見極め、慎重に検討の上決定します。 | | |
| ④産業系施設 ▶産業の拠点として、基本的に現状を維持します。 ▶現在貸付している利用者が限定される施設については、当該団体への売却や譲渡を含めた協議の検討に入ります。 | ⑤学校教育施設 ▶小中学校及び給食センター、スクールバス施設、足寄町学習塾は、現状を維持します。 ▶教員住宅は、老朽化した住宅の改修、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化に努めます。長期にわたって利用がない住宅の除却を進めます。 | ⑥子育て支援施設 ▶子どもセンターと児童館は、現状を維持します。 ▶へき地保育所については、町の規模にふさわしい子育て支援施設のあり方を検討します。 | ②上水道等 ▶効率的な管路網の構築にむけ、必要性和効率性を慎重に検討した上で各種水道管の整備を引き続き行います。 | | |
| ⑦保健・福祉施設 ▶現状を維持します。 | ⑧行政系施設 ▶現状を維持します。 | ⑨公営住宅 ▶『足寄町公営住宅等長寿命化計画』に基づき、長寿命化のための維持管理を優先に改善・修繕を実施します。 | ③下水道等 ▶計画的・効率的に生活排水関連施設の整備を進めます。下水道終末処理場は現状を維持します。各種整備については、利用人口や居住環境の変化等を見極め、慎重に検討します。 | | |
| | | | ④公園 ▶公園全体の数量については、現状を維持します。 | | |



6. 足寄町公営住宅等長寿命化計画（令和2年3月改定）

1. 計画期間

令和2（2020）年から11（2029）年までの10年間

2. 公営住宅等に関わる課題

- ① 公営住宅ストック量及び入居者管理の適正化
 - ・世帯減少や多様化する入居者ニーズを把握した適切な管理戸数の設定。
 - ・螺湾・芽登・大誉地地区の需要動向を踏まえた適正な公営住宅ストックの管理。
 - ・今後一層増加が予想される住宅確保要配偶者の受け皿としてのストック確保の検討。
 - ・収入超過者や高額所得者の移転促進方策の検討。
- ② 多様化する生活形態に対する良質な住宅ストックの確保
 - ・東団地・大誉地団地・下愛冠団地への高齢者等へ配慮した手摺設置や床段差解消等、福祉対応型改善の検討。
 - ・校南団地・大誉地団地への浴室ユニットバス化による居住性向上型改善の検討。
 - ・既存木造住棟の躯体保護やメンテナンスフリーを目的とした外装材の長寿命化型改善の検討。
 - ・多様化する生活・家族形態に対応した改修プランの検討。
- ③ まちづくりの視点を踏まえた団地整備
 - ・両休暇が進む北星団地からまちなかへの居住誘導の促進
 - ・認定こども園・子育て支援センターに近接する北団地への子育て世帯住替の検討。
 - ・高齢者等複合施設と連携したはるにれ団地整備の継続。
 - ・地域資源の木材を活用した新技術（CLT等）による木造公営住宅整備の検討。

3. 基本方針

- (1) ストックの状態把握・修繕の実施・データ管理に関する方針
- (2) 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

4. 目標管理戸数

(1) 目標管理戸数

- ① 将来の入居世帯数の設定
令和11年における入居世帯数：336世帯
- ② 目標管理戸数
令和11年に公営借家 目標管理戸数：320戸

7. 足寄町住生活基本計画（令和2年3月改定）

1. 住宅政策の基本目標

目標1

高齢者や子育て世帯など誰もが安心して暮らせる快適な住生活の実現

目標2

地域の住宅ニーズに対応したストックで形成する魅力的な住生活の実現

目標3

豊かな自然と共生し愛着を持って住み続けられる持続可能な住生活の実現

2. 重点的な取り組み

（1）『子育て安心プロジェクト』

子育て世帯向け住宅情報提供と整備推進
公営住宅における子育て環境の充実

（2）『住宅・住環境再生プロジェクト』

既存住宅ストックの更新
空き家等の活用・適正管理の推進

（3）『地域資源・技術活用プロジェクト』

地域資源活用の推進





8. 足寄町空家等対策計画（平成30年1月）

1. 計画の位置付け

本計画は、空家法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、空き家対策を効果的かつ効率的に推進するために、国が定めた基本指針に即し、かつ本町の実情に合わせた計画として策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては、町で策定している「足寄町第6次総合計画」を上位計画とし、「足寄町住生活基本計画」、「足寄町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連する町の住宅対策等との連携・整合を図ります。

2. 計画期間

平成29（2017）年度を初年度として令和3（2021）年度までの5年間

3. 対策に対する基本的な考え方

（1）空き家発生の予防

空き家問題に対する町民の意識を高め、空き家発生の要因ごとに必要な施策を検討しながら、空き家の発生予防につとめています。

（2）空き家の適正管理の推進

情報不足や高齢等の理由で自力での解決ができない場合に自発的な適正な管理を促す施策を検討し、空き家の危険化の予防を行います。また、解体・除却助成制度実施の検討を行うとともに、周辺に悪影響を及ぼす危険な空き家（特定空家等）の対応を行います。

（3）空き家の利活用

修繕等で利活用が可能な空き家は、多様なニーズを検討し、資源として活用できる施策を展開します。

4. 具体的な施策

（1）空き家の発生抑制

相談窓口の開設のための庁内検討
町民への情報発信
空き家対策セミナーの開催
専門家団体との連携
高齢者世帯の住まいの状況把握

（2）空き家の利活用

3町連携事業等による空き家バンクの検討等
空き家バンク登録等に向けた利活用物件の詳細調査
空き家有効活用の方針検討
空き家対策セミナーの開催
住環境・店舗等整備補助金事業の周知

（3）管理不十分な空き家・空き地への対処

情報発信による空き家所有者の意識涵養
特定空家等の対応方法の検討・判断基準の作成・緊急時の応急的な検討等
空き家の解体・除却助成制度の検討
地域人材を活かした空き家維持管理の仕組みの構築